

申入書 (4)

閣議決定による政府見解並びに「強制連行」「性奴隷」「20万人」を否定した政府見解に基づき、中高教科書のすべての「慰安婦」「慰安所」記述の削除を求めます

(一社)新しい歴史教科書をつくる会(会長 高池勝彦)
慰安婦の真実国民運動(代表 加瀬英明)

(1) 画期的な閣議決定

4月27日、日本政府は馬場伸幸衆議院議員(日本維新の会)の二件の質問主意書に対する回答を閣議決定し、教科書で大いに問題とされてきた「従軍慰安婦」「強制連行」「強制労働」の三つの用語についての政府見解を公表しました。

これによって「自虐史観」に関わる重要な問題の一角が崩壊したことは間違いありません。特に「強制連行」「強制労働」についての閣議決定は疑問の余地のないもので、高く評価されるべきです。文科大臣をその一員として含む内閣が、このように、かつてない明確な方針を打ち出したことは極めて画期的なことであり、関係者のご努力に敬意を表し篤くお礼を申し上げる次第です。

「自虐史観」の是正を求めてきた多数の国民の声が、一部とは言えこのような形でかなえられたことは、この問題に1996年以来四半世紀にわたって取り組んで来た「新しい歴史教科書をつくる会」としても、感慨深いものがあります。

(2) 「慰安婦」「慰安所」は手つかずで残る

しかしながら、これでこの問題がすべて、完全に解決したかといえば、決してそうではありません。ほとんどの論評は、これで「慰安婦」の教科書記述問題が解決したかのように見なしていますが、それは錯覚にすぎません。教科書の実情が広く知れ渡ってはいないことの表れでもあります。

この度の閣議決定で解決したのは、「強制連行」「強制労働」及び「従軍慰安婦」の「従軍」の部分の削除という3点のみであり、「慰安婦」が多くの教科書に書かれているという現実そのものは、未解決の問題として依然として残されるのです。

この3月に文科省による教科書検定が終了し、検定に合格した高校の新設科目「歴史総合」の教科書を例に上げてみます。別表は、あるメディアが検定合格本の中の「慰安婦」関連の記述を拾い出したものです。

ここにあげられた10件の記述のうち、この度の閣議決定によって削除されるのが相当と考えられるのは、<慰安婦として従軍させられ>と書かれている2件(東京書籍の2種類の教科書)と<いわゆる「従軍慰安婦」>と書かれている1件(実教出版)の合計3件のみです。残りの7件は手つかずに残されることになるでしょう。

例えば、<朝鮮から多くの人々が日本の炭坑・鉱山や軍需工場に強制連行されたり、多

くの女性が慰安婦として戦地に送られたりした> (第一学習社) という記述のうち、前半の「強制連行」は政府見解に従って「徴用」と書き改められることになりませんが、後半の「慰安婦」は手つかずのまま残されることになるのです。それどころが、閣議決定した答弁書には、「単に『慰安婦』という用語を用いることが適切である」とまで書かれているので、それを根拠に教科書の著者たちは、「慰安婦」記述の正当性を主張することすらし兼ねないのです。

同様の理由で、「慰安所」「軍慰安所」という記述もノーマークで見逃されることになるでしょう。ここに、この度の政府見解の限界と問題点があります。

(3) 「河野談話」を「継承」する誤り

なぜそうなったのか。今回の閣議決定が冒頭に「政府の基本的立場」として、「平成5年8月4日の内閣官房長官談話」(河野談話)を「継承しているというものである」と書いているところに問題の根源があります。

閣議決定による政府答弁書は、全閣僚がサインし、行政府の長たる内閣総理大臣から立法府の長たる衆議院または参議院の議長に充てて出される重い文書であり、官房長官談話よりも遙かに正規の国家意思を表現した文書です。もし、相互に矛盾する内容が含まれているとすれば、閣議決定が優先されることは当然です。何も書かなければ、上書き効果をもって河野談話を事実上否定することさえできたのです。この度の閣議決定は「自虐史観」の解決に向けた前向きな方針を打ち出したにもかかわらず、閣議決定より格下の官房長官談話を「継承する」と書いてしまったために、またもや「河野談話」があたかも閣議決定と同等の意味を持つか、あるいはそれに準ずるかのような位置づけを与えられた格好になっているのです。

(4) 「従軍慰安婦」も「慰安婦」も実質的に同じ

そもそも、「従軍慰安婦」は吉田清治の嘘が社会に広く喧伝された初期には一般化した言葉でしたが、その後は資料的にも全く根拠がないことが誰の目にも明らかになり、政府見解とことなる「慰安婦＝性奴隷」説を唱える学者や運動家ですら、近年では「従軍慰安婦」は使わず「慰安婦」という言葉を専ら使っているのです。そして、「慰安婦の強制連行」を含む彼らの主張内容が特別変わったわけでもありません。

このような状況を考えると、今回の閣議決定が成し遂げたことを正確に表現するなら、自由社の「一発不合格」処分による抹殺とセットにして「従軍慰安婦」記述まで中学校の教科書に復活させようとした左翼勢力の「やり過ぎ」を咎めたというに過ぎないとも言えるのです。これで、慰安婦に関わる教科書記述が完全になくなるかのように考えることは錯覚です。教科書に「従軍慰安婦」と書かれようが、単に「慰安婦」と書かれようが、「自虐史観」を子供に刷り込むことになるマイナスの教育効果は実質的にはそれほど変わりません。

(5) 「戦場の性」を教科書に書くべきではない

論じられるべき根本の問題は、「戦場の性」の問題を中学生や高校生の教科書に書いて教えることが適切かどうかということです。私たちは明らかに不当・不適切であり、すべ

ての教科書から、「戦場の性」にまつわる記述を削除することを求めます。その理由は以下の通りです。

第一に、事実の特異性・突出性があるかどうかという論点です。これはジャーナリズムでも同様で、「犬が人にかみついても新聞記事にはならないが、人が犬にかみつけば新聞記事になる」と言われるように、膨大な事象・出来事のうち、「普通のこと」は記事にもならないのです。呼称は様々であれ、どこの国の軍隊にもあった軍用娼婦の存在を、わざわざ取り立てて書く必要はないのです。それは「普通のこと」だからです。

慰安婦を教科書に書かせようとする勢力は、「普通のこと」ではないかのように主張して、虚偽の「強制連行」説や「性奴隷」説を唱えてきたのですが、それらはことごとく日本政府の見解として否定されているのです。ですから、日本軍にかかわって「慰安婦」を特記しなければならない理由は何もないのです。

第二に、時代背景や予備知識なしに不用意に「戦場の性」の問題を教科書に取り上げることの誤りです。「売春は人類最古の職業」という言葉どおり、売春という事象は古今東西絶えたことはないでしょう。まず、そういう知識が必要です。近代においても、売春は公娼制度のもとで国家が認可して合法的に営まれる産業の一種でした。その後、世界的にも日本においても管理売春が違法化された流れがありますが、近年では合法化して公権力の管理のもとに置いた方が合理的であるとする流れも強まっています。そうした広範な背景知識なしに、「戦場の性」を思春期の子供の教科書に書いてまで教えることは、許しがたい誤りです。

第三に、従来、日本の教科書で、性の問題や売春の問題が教科書にどう取り上げられて来たかという問題です。従来、特に中学校の歴史教科書では、売春に関わる事象は一切取り上げられたことはありません。社会的・文化的に意味のある江戸時代の吉原などの遊郭すら書いてこなかったのです。「慰安婦」は唯一の例外です。

そもそも、性の問題を従来の歴史教科書では扱ってこなかったのに、①性の問題であり、②売春の問題であり、③戦場の性の問題であるような「慰安婦」を、三段跳びでいきなり教科書に書くことの異常性は言語に絶するものがあります。この異常性を感じ取れないとしたら、それは日本社会が正気を失っていることのあらわれです。

第四に、世界広しといえども、学校で、特に義務教育の段階で、自国の軍隊の性処理にかかわる問題を教科書に書いている国はありません。日本だけがこのような話題を、自国の糾弾のために書いているのです。これは、まさに「自虐史観」教育の最たるものであり、明確な反日思想・反軍思想のあらわれです。その本質は日本差別・日本人差別に他なりません。

(6) 文科省・教育委員会・父母国民に求められるもの

この度の閣議決定は、日本社会が「自虐史観」教育を是正する第一歩であり、橋頭堡であると位置付けて初めて意味を持ちます。私たちは、日本の各界・各層に次のことを求めます。

文科省には、教科書検定の方針を根本的に見直し、事実としても間違いで、教育的にも意味のない「慰安婦」関連記述をすべて削除するよう検定方針を改めることを求めます。それは、歴史的分野の「目標」（我が国の歴史に対する愛情を深める）との合致、「心身

の発達段階への適合」「特定の事柄を強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと」などの現行の教科書検定基準を適用するだけで十分に可能です。

教科書を採択する権限をもった教育委員会におかれては、採択の理念の方針を確立し、「慰安婦」記述のある教科書を選ばないように求めます。

最後に、子供を学校にあずけている父母及び一般国民に、教科書問題に関心を持ち、「慰安婦」記述の教科書を採用しないよう地域でも声を上げ、関係者に働きかけるよう求めます。

私たちは、以上のことを広く呼びかけます。そして、「自虐史観」教育の最終的解決のために、河野談話と近隣諸国条項の廃棄を目指してたたかう決意を改めて表明します。

(7) 萩生田文科大臣への希望

私たちは、「従軍慰安婦」「慰安婦」記述の問題について、過去3回にわたって貴職に対する申入書を提出して参りました。その都度、回答はいただきましたが、発出主体はすべて「教科書課」であり、しかも回答の内容はことごとく「ゼロ回答」と言えるものでした。貴職の文科大臣就任を大きな期待と希望をもって歓迎した私たちとしては残念で仕方がありません。

この申入書については、もはや回答を求めることは致しませんが、萩生田大臣が少しでも「自虐史観」の克服と文科行政の正常化に尽力されるよう強く希望し、今後も注目して参りたいと考えております。